

令和 5 年 6 月 8 日

第 3 回 廿日市市議会議案説明書
(第 2 回 定例会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第8号	専決処分事項の報告について	1
議案第48号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	3
議案第49号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第50号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	7
議案第51号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	9
議案第52号	廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例	11
議案第53号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	13
議案第54号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第55号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	17
議案第58号	工事請負契約の締結について	19
議案第59号	廿日市市農業委員会委員の任命の同意について	21

(報告第 8 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

令和 4 年 1 0 月 3 1 日佐伯消防署の職員が、救急搬送用務のため、救急車を運転して廿日市市串戸二丁目地内の市道串戸畑口線を進行中、停止していた対向車の小型貨物自動車と接触し、救急車に同乗していた付添人^{がいしょうせいけいぶしょうこうぐん}に外傷性頸部症候群などの負傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 2 7 0 , 8 5 9 円

3 専決処分年月日

令和 5 年 4 月 2 2 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 4 8 号)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する特例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 0 4 条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第 2 4 条

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第 2 5 条

③ 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第 2 0 4 条第 2 項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

(議案第 4 9 号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

(情報システム推進課)

1 改正の理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において生活保護法の一部が改正され、生活保護の医療扶助に個人番号による電子資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号を利用することができる事務を追加するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務に、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を追加する。
- (2) (1)の事務を処理するために利用することができる特定個人情報を選定する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 5 年 9 月 1 日

4 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第 9 条

- ② 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的

に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(議案第 5 0 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 個人の市民税の均等割を賦課及び徴収する場合に併せて森林環境税を賦課及び徴収する。

イ 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額に森林環境税額を加える。

ウ 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した当該申告書を提出することができることとする。

エ 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年度までとする。

オ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 8 年度までとする。

(2) 固定資産税

ア 新築された日から 20 年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋について、当該工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の減額割合を 3 分の 1 と定める。

イ アの減額割合の適用を受けようとする者は、工事完了後３月以内に申告書等を市長に提出しなければならないこととする。

(3) 軽自動車税

ア 特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を２，０００円とする。

イ 国土交通大臣の認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合における納付すべき種別割の額について、当該不足額に加算する割合を次のとおり引き上げる。

現 行	改 正 案
１００分の１０	１００分の３５

(4) その他必要な規定の整理を行う。

２ 施行期日

公布の日。ただし、１の(3)のアの改正規定については令和５年７月１日、１の(1)のア及びイ並びに１の(3)のイの改正規定については令和６年１月１日、１の(1)のウの改正規定については令和７年１月１日、１の(4)の改正規定については公布の日外

３ 根拠法令

地方税法

第３条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 5 1 号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送高度化実施計画に基づき実施する道路運送高度化事業の用に供する一定の電気自動車の充電の用に供する一定の土地等について、当該土地等が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間に最初に当該事業の用に供されてから 5 年度間の都市計画税の課税標準をその価格の 3 分の 1 の額とする特例措置を講じようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 5 0 号説明書に同じ。

(議案第 5 2 号)

廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例

(宮島企画調整課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日

3 根拠法令

議案第 5 0 号説明書に同じ。

(議案第 5 3 号)

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 提案の要旨

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
(1) 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
(2) 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

(1) 児童福祉法

第 3 4 条の 1 6 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法

第 3 4 条

② 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教

育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

(議案第 5 4 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(建 築 指 導 課)

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律において建築基準法の一部が改正され、住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度などが創設されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 建築物の容積率の特例認定を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備 考
建築物の容積率の特例認定	1 件	2 万 7,000 円	1 申請をもって 1 件とする。

- (2) 高度地区における建築物の各部分の高さの許可を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備 考
高度地区における建築物の各部分の高さの許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 55 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、急速充電設備に関する規定などの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 急速充電設備の定義について、次のとおり改正する。

ア 充電対象を電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとする。

イ 全出力の上限を撤廃する。

ウ コネクタを用いて充電するものであることを明記する。

エ 分離型のものについて、充電ポストを含むこととする。

(2) 分離型の急速充電設備に係る充電ポストについて、次に掲げる規定を適用しないこととする。

ア 筐^{きょう}体を不燃性の金属材料で造らなければならないこと。

イ 屋外に設けるものにあつては、建築物から 3メートル以上の距離を保つこと。

(3) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設けなければならないこととする。

(4) 蓄電池について、次のとおり改正する。

ア 保安のために設けるものについて、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととする。

イ 分離型の急速充電設備について、保安のために設けるものを除い

て、充電ポストに蓄電池を内蔵してはならないこととする。

- (5) 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととする。
- (6) 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。
- (7) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし、2 (1) から (4) までの規定については、令和 5 年 10 月 1 日

4 根拠法令

消防法

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

(議案第 58 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市佐方 10 番地 1 において施工する佐方小学校普通教室棟長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

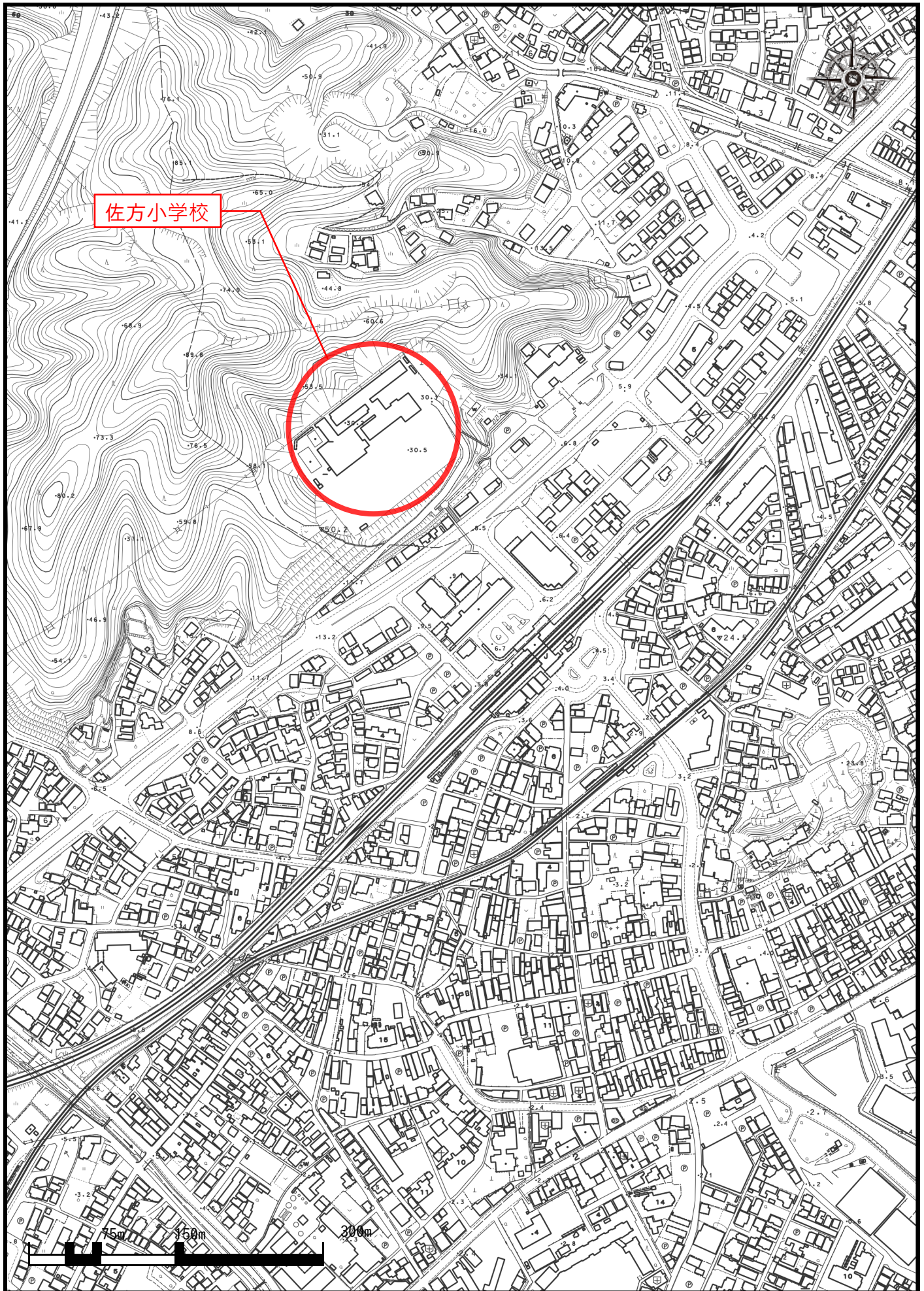
2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 普通教室棟改修工事 一式
- (2) 請負金額 400,400,000 円
- (3) 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号
占部建設工業株式会社広島支店
取締役支店長 山 本 知
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 6 年 5 月 30 日まで

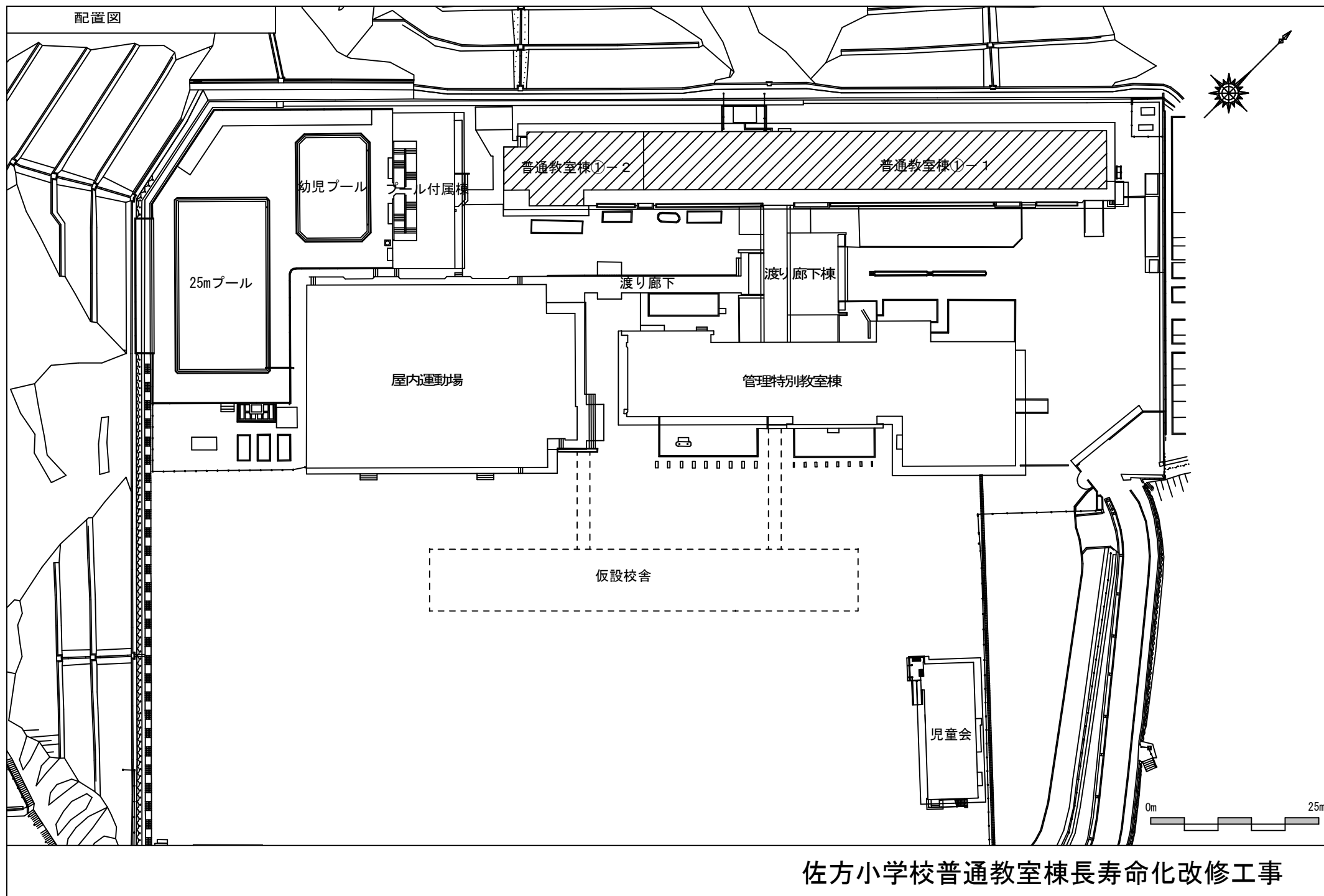
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

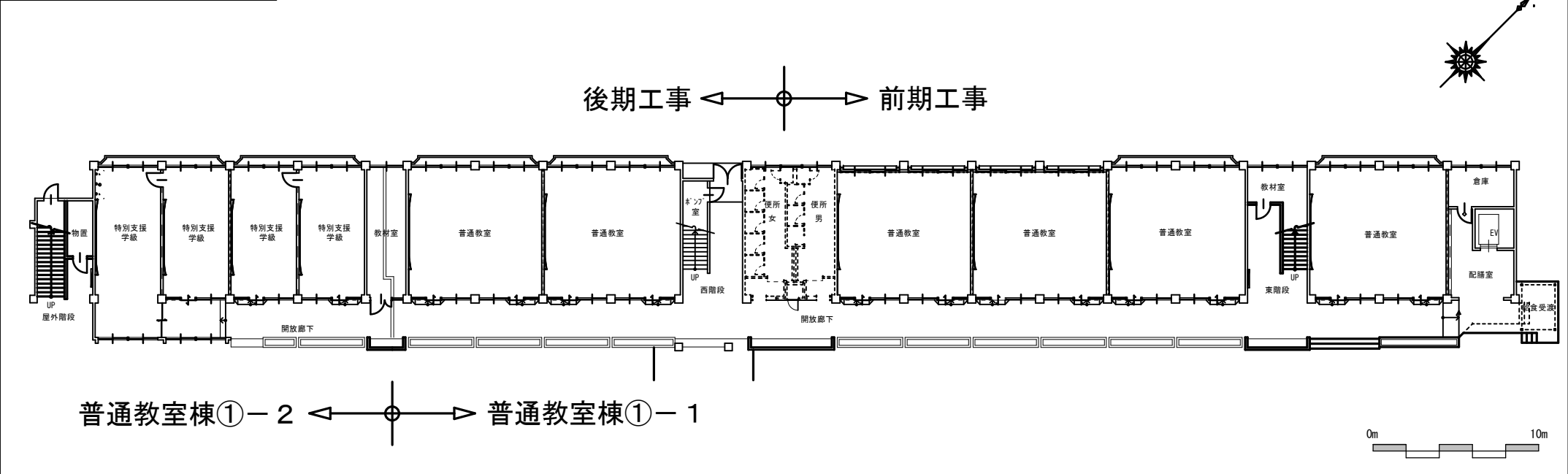
位置図



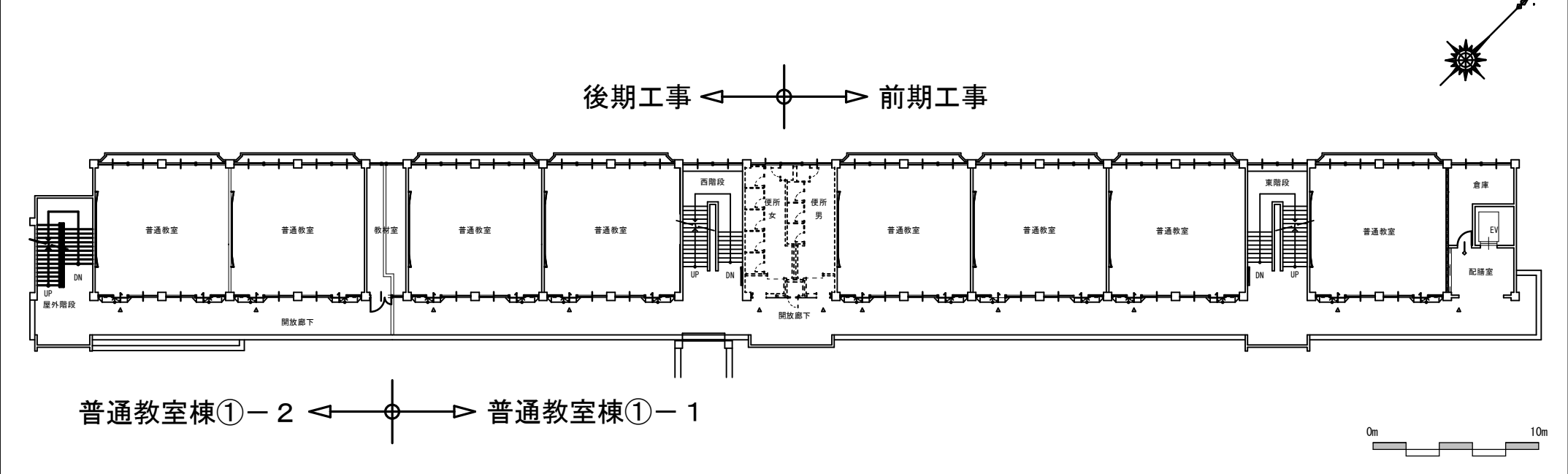
佐方小学校普通教室棟長寿命化改修工事



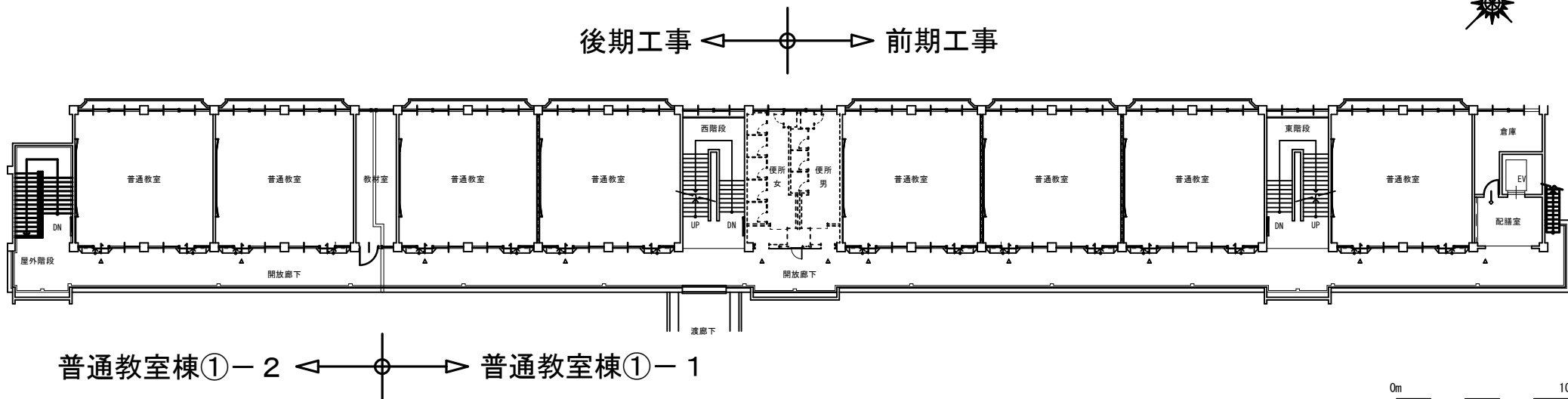
1 階平面図



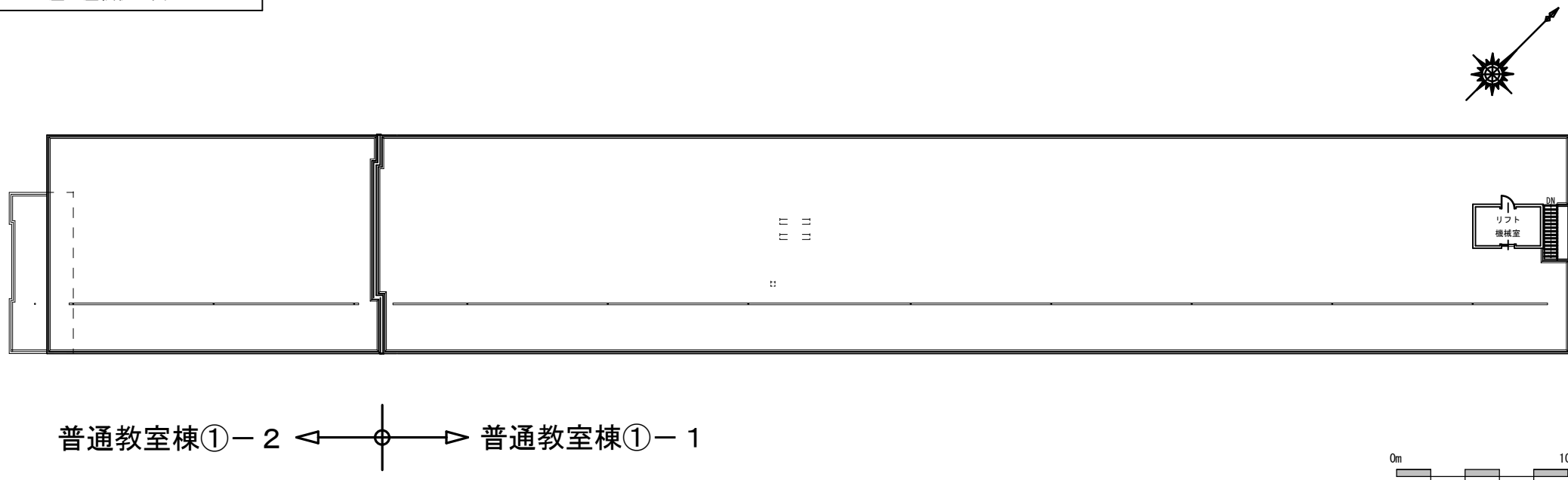
2 階平面図



3 階平面図

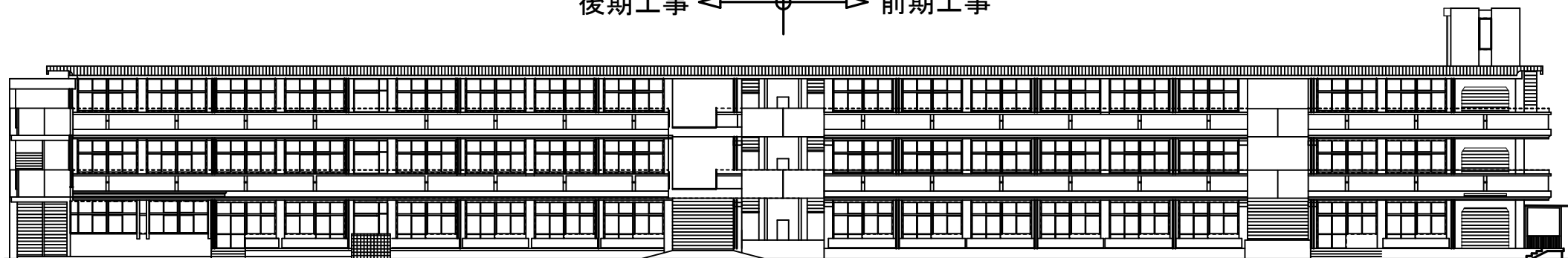


屋上屋根伏せ図



立面図（南面）

後期工事 ← ⊙ → 前期工事

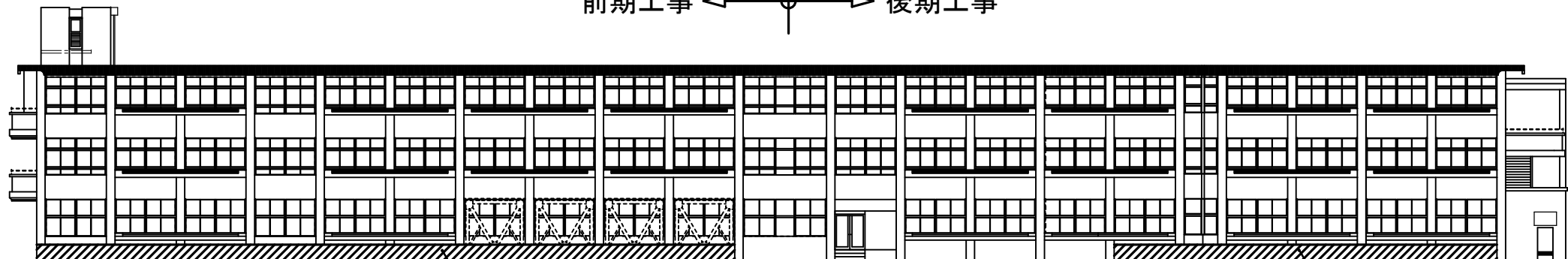


普通教室棟①－２ ← ⊙ → 普通教室棟①－１

0m 10m

立面図（北面）

前期工事 ← ⊙ → 後期工事



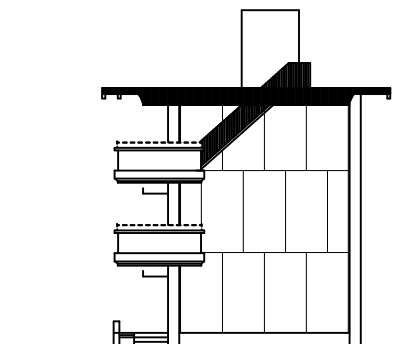
土砂対策工事

普通教室棟①－１ ← ⊙ → 普通教室棟①－２

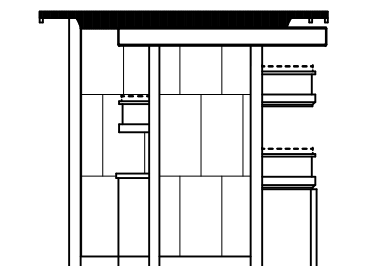
土砂対策工事

0m 10m

立面図（東面）



立面図（西面）



(議案第 59 号)

廿日市市農業委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

- (1) 岩木國明委員、岡真由美委員、沖村弓枝委員、梶原安行委員、神鳥正貴委員、木浦紀幸委員、河井孝之委員、河野義刀委員、是佐恵美子委員、中田安義委員、中山誠治委員、古川憲吾委員及び山田政則委員の任期が、令和 5 年 7 月 19 日をもって満了することなどにより、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

岩 木 國 明 (再任)

岡 真由美 (再任)

梶 原 安 行 (再任)

神 鳥 正 貴 (再任)

木 浦 紀 幸 (再任)

河 井 孝 之 (再任)

是 佐 恵美子 (再任)

中 田 安 義 (再任)

古 川 憲 吾 (再任)

山 田 政 則 (再任)

岩 本 博 志 (新任)

中 谷 純 子 (新任)

松 井 祥 壯 (新任)

吉 田 雅 子 (新任)

- (3) 現在の委員は、次のとおりである。

岩 木 國 明

岡 真由美

沖 村 弓 枝

梶 原 安 行
神 鳥 正 貴
木 浦 紀 幸
河 井 孝 之
河 野 義 刀
是 佐 恵美子
中 田 安 義
中 山 誠 治
古 川 憲 吾
山 田 政 則

2 根拠法令

農業委員会等に関する法律

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。